

手 続 編

手 続 編

2. 給水装置工事の申請	
2. 1 申請及び関係書類の提出	11
2. 2 工事申請・審査	14
2. 3 関係機関への通知	15
2. 4 工事着手	17
2. 5 設計変更及び工事の取消し	17
2. 6 水道メーターの払出し	18
2. 7 指定工事業者が行う竣工検査	18
2. 8 竣工書類の提出	21
2. 9 管理者が行う検査	22

2. 給水装置工事の申請

2. 1 申請及び関係書類の提出

1. 給水装置工事の申込みの際には、申請書及び関係書類を作成し提出すること。

(1) 給水装置工事承認申請書及び図面

(2) 水理計算書

(3) 所有者変更届

(4) その他関係書類

<解説>

1. 申請書は、建物1棟ごとに1部を作成することを標準とし、水道メーターを設置しない工事については、1工事1部とする。

2. 申込みは、申請書（原本）で行うこと。

3. 次の場合は、水理計算書の「損失水頭計算」を省略することができる。

(1) メーター口径13ミリメートルの2階までの一般住宅に給水する場合

(2) 簡易な臨時給水工事の場合

(3) その他、管理者が認めた場合

※(1)のケースにおいて、次の①～③の場合は、「損失水頭計算」を必要とする。

①2階に同時開栓数に加える給水器具がある場合

②屋外配管の延長が長くなる場合

③1個の止水栓より2個以上のメーターを設置する場合

4. 指定工事業者は、給水装置の所有者変更手続を依頼された場合は、速やかに水道部窓口においてある複写式の給水装置所有者変更届（様式9）を提出すること。なお、この手続を行うときには、新所有者、旧所有者双方の売買契約書の写し又は登記簿謄本の写し等事実関係を証明できるものを添付すること。

5. 申請者は、次の場合に利害関係人の同意書（給水装置工事承認申請書の同意欄に記入）を提出すること。

(1) 他人の土地又は家屋に給水装置を設置する場合

(2) 他人の給水装置から分岐して給水装置を設置する場合

6. 給水装置工事申請書の作成は、表2-1に基づき行うこと。（記入例参照）

7. 給水装置工事関係諸様式は、表2-2によること。

8. 指定工事業者は、給水装置所有者変更届（様式9）を提出した場合は、水道部窓口においてある複写式の給水装置撤去届（様式4）を提出すること。この手続を行うときは、工事申請を行った後に給水装置撤去届（様式4）と水道メーター（本体及び隔測メーター）を提出すること。なお、提出された水道メーターが破損（紛失）の時は、メーター払出時にメーター売却となるので注意すること。

表 2-1 給水装置工事申請書の作成の仕方

No.	記入についての注意事項 (No.は記入例を参照にすること。)
①	申請者の現在居住している住所を、詳しく (番地、部屋番号等まで) 記入する。
②	申請者の氏名を記入する。なお、水道保存用 (2枚目) に捺印をすること。
③	給水装置設置場所を、番地・枝番等まで記入する。
④	申請する時点で、使用者が分かっている場合のみ記入する。建売・集合住宅等で未定の場合は、空欄とする。
⑤	指定給水装置工事事業者の本社又は、支店等の所在地・電話番号を記入する。なお、水道保存用 (2枚目) に代表印の捺印をすること。
⑥	主任技術者の氏名及び免状の交付番号を記入する。
⑦	配水管施工技能者氏名及び承認番号を記入する。
⑧	利害関係について必要事項を記入する。 (1) 申請者所有地以外の土地を使用する場合。 →土地所有者の住所・氏名を記入し、捺印する。 (2) 申請者と家屋所有者が異なる場合。 →家屋 (給水装置) 所有者の住所・氏名を記入し、捺印する。 (3) 申請者所有給水管以外の管から分岐する場合。 →共有管所有者全員の住所・氏名を記入し捺印する。共有管等の所有者については、市水道部の給水装置工事台帳等を閲覧し確認すること。
⑨	給水装置撤去届 (様式4) の提出状況を記入する。
⑩	加入金の内訳を記入し、区分欄については新設・流用・増口径等を記入する。なお、加入金の取扱いに疑義が生じた場合は、給水担当に協議すること。
⑪	審査検査手数料の内訳を記入し、工種が複数の場合はすべてを記入すること。ただし、簡易な臨時給水工事についてはこの欄には記入せずに、臨時給水・簡易な臨時給水工事申請書 (様式5) で提出すること。
⑫	申請番号を記入する。(記入例のNo.〇〇-1で〇〇は指定給水装置工事事業者番号、1は業者毎の工事番号)
⑬	着工及び完成の予定年月日を記入する。
⑭	建築確認の番号、年月日を記入する。
⑮	用途・給水方式の該当欄を○で囲む。
⑯	建築物の階建 (建築確認と一致すること) 及び給水階数を記入する。
⑰	量水器の口径と個数を記入する。
⑱	配水管の管種・口径及び給水管の管種・口径を記入する。ただし、配水管について分からない場合は、水道部に備付けの管路図を閲覧し確認すること。
⑲	下水道及び井水の有無を○で囲む。
⑳	管路図の番号を記入、わからない場合については、水道部に備え付けてあるので閲覧し必ず記入する。
㉑	分水工事の有無を○で囲む。有の場合は道路占用が伴うので、その内容も記入する。既設分水の有無は、管路図・給水台帳・現地等を必ず確認すること。
㉒	臨時給水 (簡易な臨時給水工事も含む) の有無を○で囲む。有の場合は必要事項も記入する。

表 2-2 給水装置工事関係諸様式

様式名称	様式番号	仕 様		備 考
		用紙サイズ	組枚数	
給水装置工事承認検査通知書 給水工事申請書	様式・1	A 3	2枚組	水道部 (HP)
図 面	様式・2	A 3	3枚組	水道部 (HP)
水 理 計 算 書	様式・3	A 4	2枚組	水道部 (HP)
給 水 装 置 撤 去 届	様式・4	A 4	3枚組	水道部 (HP)
臨時給水工事・簡易な臨時給水 工事申請書	様式・5	A 4	5枚組	水道部 (HP)
給 水 装 置 修 理 報 告 書	様式・6	A 4	3枚組	水道部 (HP)
竣 工 届	様式・7	A 4	1枚組	水道部 (HP)
部 分 竣 工 届	様式・8	A 4	1枚組	水道部 (HP)
給 水 装 置 所 有 者 変 更 届	様式・9	A 4	1枚組	水道部 (HP)
分岐・分水閉止工事届	様式・10	A 4	1枚組	水道部 (HP)
量 水 器 等 払 出 申 請 書	様式・11	A 4	1枚組	水道部 (HP)
加 入 金 流 用 願 書	様式・12	A 4	1枚組	水道部 (HP)
念 書 (舗 装 復 旧)	様式・13	A 4	1枚組	水道部 (HP)
道 路 占 用 申 請 願	様式・14	A 4	1枚組	水道部 (HP)
ア パ ー ト 等 総 括 調 書	様式・15	A 4	1枚組	水道部 (HP)
事 前 協 議 書	様式・16	A 4	1枚組	水道部 (HP)
事前協議書 (直結直圧給水)	様式・A	A 4	1枚組	水道部 (HP)
事前協議書 (直結加圧給水)	様式・B	A 4	1枚組	水道部 (HP)
直結加圧装置設置条件承諾書	様式・E	A 4	1枚組	水道部 (HP)
直結加圧式給水装置設置届	様式・F	A 4	1枚組	水道部 (HP)
直結加圧装置設置猶予誓約書	様式・G	A 4	1枚組	水道部 (HP)
直結加圧装置管理者等(変更)届	様式・H	A 4	1枚組	水道部 (HP)
設 計 変 更 届	様式・17	A 4	1枚組	水道部 (HP)
給 水 装 置 工 事 申 込 取 消 届	様式・18	A 4	1枚組	水道部 (HP)
貯 水 槽 水 道 設 置 届	様式・19	A 4	1枚組	水道部 (HP)
貯水槽水道変更 (廃止) 届	様式・20	A 4	1枚組	水道部 (HP)
道 路 占 用 許 可 申 請 書		A 4	4枚組	建設部 (HP)
道 路 使 用 許 可 申 請 書	別記様式2号	A 4	1枚組	建設部 (HP)
上水道事業加入金納入通知書 兼領収証書		A 6	4枚組	水道部
給水装置工事審査検査手数料納 入通知書兼領収書		A 6	4枚組	水道部
量水器等購入納入通知書兼領収 書		A 6	6枚組	水道部

8. その他関係書類

- (1) 建築基準法第6条第1項の規定による確認済証の写し（表紙、1面～6面）
- (2) 建物の配置図、立面図（立面図に隔測メーターの位置を記入）
- (3) 図面（様式2・1／3・申請用）のコピー
- (4) 特殊給水装置の承認図及び給水装置認証登録証の写し、また自己認証については試験成績書の写し
- (5) その他

2. 2 工事申請・審査

1. 給水装置工事の申請にあたっては、設計内容等について管理者の審査を受けること。
2. 申請者は、申請の際に別に定める手数料を納入すること。

<解説>

1. 事前協議について

給水装置は、多様化し技術的に判断が難しくなっている現状から受水槽式、その他検討を要するものについては、申請前に事前協議をすること。

- (1) 3階建て以下の直結直圧給水で、メーター口径が40mm以上の場合
- (2) 1つの分水栓で10個以上のメーターが設置される場合
- (3) 受水槽の場合
- (4) 4階建て以上の直結給水（直圧方式・加圧方式）
- (5) その他検討を要する場合

2. 納付金について

審査検査手数料及び加入金は、条例に基づき納入すること。

(1) 審査検査手数料

審査検査手数料については、条例第32条に基づき、納入すること。

(2) 加入金

ア 条例第31条に基づきメーター口径別に納入すること。

イ 全改造工事及び改造工事でメーター口径の変更（増口径）がある場合については、撤去するメーター口径に見合う額を控除する。

ウ 設計変更によりメーター口径を変更する場合は、再審査完了後、加入金の差額を追徴又は還付する。

2. 3 関係機関への通知

1. 指定工事業者は、工事着手の前に水道管理者へ掘削及び占有等の書類を提出し、水道管理者から各関係機関へ必要な申請手続を行う。
2. 水道管理者から各関係機関へ必要な申請手続を行う。

<解説>

1. 申請に係る関係官公署及び申請書類等については次表による。
 申請関係様式等一覧表
 関係官公署・会社所在地・電話番号一覧表
 道路占用許可申請書及び道路使用許可書の書類の流れ
2. 工事の内容、期間等に変更がある場合は速やかに当市へ連絡すること。

表 2-3 申請関係様式等一覧表

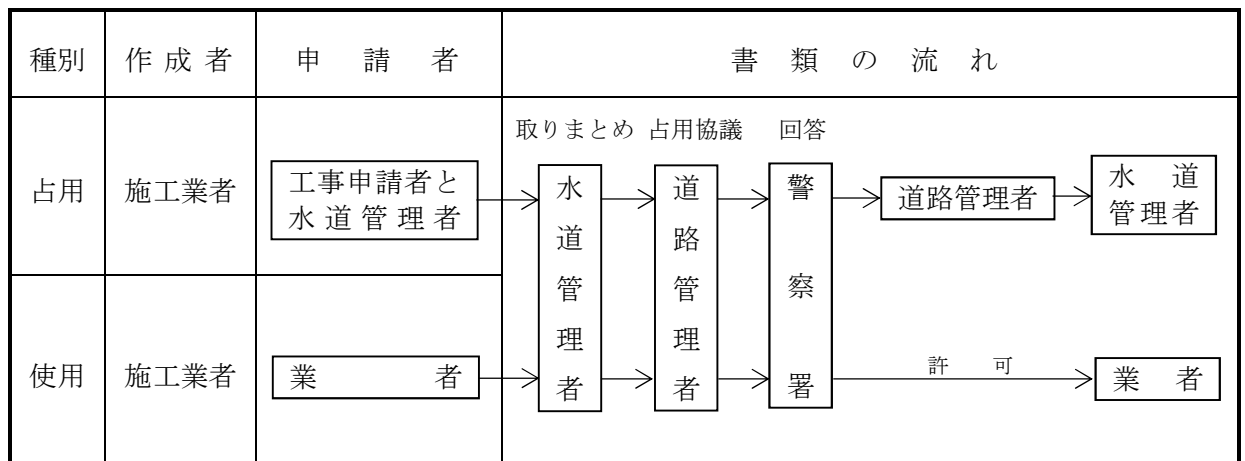
種別	提出先	部数	様式	添付図面等						備考
				位置図	平面図	断面図	土工定規図	交通規制図	工程表	
国道	札幌開発建設部	4	有	○	○	○	○	○	○	電子申請 申請から許可まで 約1か月
道道	札幌建設管理部千歳出張所	4	有	○	○	○	○	○	○	申請から許可まで 約1か月
市道	北広島市建設部土木事務所	2	有	○	○	○	○	○	△	申請から許可まで 約1～2週間
	厚別警察署	2	有	○	○	○	○	○	△	
その他	所有者（私道・私有地）									給水装置工事申請書と一括取りまとめて提出する。
	所有者（分岐）									
	所有者（給水装置工事）									

○：必要書類 △：必要になることもあるので、その都度確認すること

表 2-4 関係官公署・会社所在地・電話番号一覧表

種 別	名 称	所 在 地	電話番号
国 道	274号 札幌開発建設部札幌道路事務所 36号 札幌開発建設部千歳道路事務所	札幌市豊平区月寒東2条8丁目3番1号 千歳市北斗6丁目13-3	011-854-6111 0123-23-2191
道 道	札幌建設管理部千歳出張所	千歳市桂木6丁目1-28	0123-23-4191
市 道	市建設部土木事務所	北広島市共栄496-1	011-372-3311
警 察	北海道警察厚別警察署	札幌市厚別区厚別中央2条4丁目5-20	011-896-0110
消 防	市消防本部	北広島市北進町1丁目3番地	011-373-2321
ガ ス	北海道ガス(株) 北ガスジェネックス(株) 本社 (株)菱友 札幌北広島支店 (株)協和日成 札幌支店 恵庭燃料 恵庭営業所 北海道エア・ウォーター(株) 本社 北燃商事(株) 恵庭センター 石油資源開発(株) 北海道事業所	札幌市中央区北7条東2丁目1-1 札幌市東区伏古8条2丁目 北広島市大曲緑ヶ丘7丁目9番地1 札幌市東区東雁来2条1-2-35 恵庭市住吉町1丁目8-5 札幌市中央区北3条西1丁目2番地 恵庭市戸磯345番地3 北海道苫小牧市宇沼ノ端134-648	011-792-8104 011-782-5111 011-377-2131 011-789-2200 0123-32-4232 011-212-2881 0123-32-4465 0144-51-2205
電 力	北海道電力(株) 札幌支店	札幌市中央区大通東1丁目2番地	011-251-1111
電 話	NTT-ME 北海道 (地下埋設物事前調査受付)	札幌市中央区宮の森2条1丁目1-45	0120-444-310 011-613-2220
下水道	市水道部下水道課	北広島市中央4丁目2番地1	011-372-3311

表 2-5 道路占用許可申請書及び占用使用許可書の書類の流れ



※ 申請書の添付書類

道路許可占用申請にあたって必要な書類・部数については、次のとおりとする。

(1) 市道

- 1 枚目：道路占用許可申請書①・道路占用申請願・道路使用許可申請書・図面
- 2 枚目：道路占用許可申請書②・道路占用許可書④・図面
- 3 枚目：道路使用許可申請書（収入証紙2,500円添付）・道路占用許可申請書③・図面
- 4 枚目：道路使用許可申請書・図面

(2) 国道・道道

図面4部と道路占用申請願

- (3) その他上記(1)、(2)以外に必要な書類については、水道部・道路管理者の指導のもとに添付すること。

2. 4 工事着手

1. 給水装置工事は、設計審査終了後、着手すること。

<解説>

- 1. 指定工事業者（主任技術者）は、工事着手にあたり、管理者に対し配水管及び給水管からの分岐等の連絡調整を行うこと。

2. 5 設計変更及び工事の取消し

- 1. 指定工事業者は、設計内容に変更が生じた場合は、速やかに再審査を受けること。
- 2. 指定工事業者は、工事の申込みを取り消す場合は、速やかに届け出ること。

<解 説>

1. 指定工事業者は、次に示す内容の変更を行う場合は、変更理由、変更内容を明記し、図面及び水理計算書等の再審査を受けること。なお、下記以外の軽易な変更については、設計変更届（様式17）を提出すること。
 - (1) 分岐位置を変更する場合（分岐する配水管布設路線の変更）
 - (2) 分岐から水道メーターまでの管種及び口径を変更する場合
 - (3) 水道メーター口径の変更
 - (4) 給水方式を変更する場合（直圧式→受水槽式 受水槽式→直圧式等）
 - (5) 給水管の埋設位置及び給水用具を大幅に変更する場合
 - (6) 審査の際に付記した条件とおりに施工できない場合
 - (7) その他、管理者が再審査の必要があると判断した場合

2. 6 水道メーターの払出し

1. **水道メーターの払出しは、工事完了直前に行うものとする。**

<解 説>

1. 水道メーターの払出しは、量水器等払出申請書（様式11）に必要事項を記入し、提出すること。
2. 竣工検査書類も提出し、検査日を打合せすること。
3. 水道メーターの引渡し場所は、水道管理センター（北広島市富ヶ岡550番地・Tel 373-1958）とし、原則平日午前9時から午後4時までとする。

2. 7 指定工事業者が行う竣工検査

1. **指定工事業者（主任技術者）は、竣工図面等の書類検査及び現地検査により、給水装置の構造・材質の基準及び本市の基準に適合していることを確認すること。**
2. **給水装置の使用開始にあたっては、事前に管内を清浄するとともに、通水試験、水圧試験、及び水質の確認を行うこと。**

<解 説>

1. 給水装置の構造及び材質が基準に適合していない場合は、給水を拒否又は停止することとなるため、主任技術者は確実に竣工検査を行い、給水装置の構造及び材質の基準及び本市の基準に適合していることを確認すること。
2. 竣工検査において主任技術者が確認する主な内容は、次のとおりである。

(1) 書類検査

検査項目	検査の内容 (基準)
位置図	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事箇所が確認できるよう、道路及び主要な建物等が記入されていること。 2. 工事箇所が明記されていること。
平面図及び立体図	<ol style="list-style-type: none"> 1. 方位が記入されていること。 2. 隣接家屋の地番及び境界が記入されていること。 3. 道路種別等付近の状況が分かりやすいこと。 4. 建物の位置、構造が分かりやすいこと。 5. 判別可能な平面図（基本縮尺：1/200）が正確に記入されていること。 6. 立体図が記入されていること。（隠ぺい部を表示すること。） 7. 平面図と立体図が整合されていること。 8. 分岐部及び管路のオフセットが記入されていること。 9. 各部の材料、口径及び延長が記入されていること。 10. メーター口径、隔測メーターの位置及びコード長、筐種別が記入されていること。

(2) 現地検査

種別	検査項目	検査の内容 (基準)
屋外 の 検 査	1. 分岐部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配水管への取付け口の位置は適正に行われていること。 ・ 配水管への取付け口径は著しく過大でないこと。 ・ オフセットは正確に測定されていること。
	2. メーター・ メーター 用止水栓 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ メーターは、逆付け・片寄りがなく、水平に取り付けられていること。 ・ メーターは、取替えに支障がないこと。 ・ 止水栓の操作に支障がないこと。 ・ 止水栓は、逆付け及び傾きがないこと。
	3. 埋設管	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家屋の主配管は、構造物の下の通過を避けていること。 ・ 道路内及び宅地内の埋設深度は、所定の深さが確保されていること。
	4. 管延長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 竣工図面と整合すること。
	5. 筐類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 傾きがないこと及び要綱に適合すること。
	6. 止水栓	<ul style="list-style-type: none"> ・ スピンドルの位置が筐の中心にあること。
	7. 道路復旧	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路占用許可条件のとおりであること。
	8. メータープレート	<ul style="list-style-type: none"> ・ メーターオフセット等が正確に刻印されていること。
配 管	1. 配 管	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給水用具等が竣工図面と整合すること。 ・ 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。 ・ 配管の口径、管路、構造等が適切であること。 ・ 水の汚染、破壊、浸食、電食、浸透、凍結等を防止するための適切な措置がなされていること。 ・ 逆流防止のための給水用具の設置、吐水口空間の確保等がなされていること。 ・ クロスコネクションがなされていないこと。
	2. 接 合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適切な接合が行われていること。
	3. 管 種	<ul style="list-style-type: none"> ・ 性能基準適合品の使用を確認すること。 ・ 配水管への取付け口からメーターまで、本市指定のものを使用していること。
用 具	1. 給水用具	<ul style="list-style-type: none"> ・ 性能基準適合品の使用を確認すること。
	2. 接 続	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適切な接合が行われていること。
受水槽	吐水口空間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 吐水口と越流面等との位置関係の確認を行うこと。
	流入量確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受水槽の流入調整について水理計算に基づき行い、確認する。

種 別	検 査 の 内 容 (基 準)
通 水 試 験	・ 通水時には、給水栓を開け、水道メーターが正常に作動する事を確認すること。 また、連合栓（集合住宅等）の場合には、系統別（水抜ごと）に給水栓を開け、誤接続がないか水道メーター毎に通水確認を行う。
水 圧 試 験	・ 一定の水圧による水圧試験で、漏水及び抜けなどのないことを確認すること。
水 質 の 確 認	・ 臭気等により確認すること。
加圧装置圧力 設定値確認	・ 水理計算に基づき流入圧の低下によるポンプ停止・復帰の設定値を加圧制御盤において確認する。

(3) 水圧試験

試験水圧及び保持時間は、次表による。

表 2-6 試験水圧及び保持時間

対 象	試験水圧	保持時間
給 水 装 置	0.75MPa	2分
直結直圧給水で、メーター口径が40mm以上の 場合、1つの分水栓で10ヶ以上のメーター が設置される場合	0.75MPa	60分
75mm以上の管路及び仕切弁 「0.75MPa仕様」を使用した管路	0.75MPa	120分

指定工事業者は、試験に必要な器具（水圧計等）を用意すること。

（水圧ゲージは、0～1.5MPa仕様とする。）

(運用)

1. 水圧試験の方法は、概ね次による。

(1) 給水栓の位置に水圧試験機を取り付ける。

(2) 充水

(3) 0.75MPaの加圧（2分間）

(4) 漏水の有無確認

2. 直結加圧給水における水圧試験

「4. 中高層建物直結給水技術基準」を参照。

3. 次の場合においては、自然圧（配水管等の圧力）による水圧試験を行い、漏水の有無を
念に確認すること。

(1) 分岐から第1止水栓までの部分

(2) 既設管に接続されているなど水圧試験が困難な場合

4. 60、120分の水圧試験を行う場合は、自記圧力計により漏水の有無を確認する。

3. 水質の確認（確認項目）

確 認 方 法	項 目	判 定 基 準
D P D 法	残留塩素（遊離）	0.1 mg/l以上
観 察	臭気	異常でないこと
	味	〃
	色	〃
	濁り	〃

※ 水質の確認は、配水管及び給水管の布設状況に応じて実施する。

2. 8 竣工書類の提出

1. 指定工事業者は、工事完了後、竣工図及び関係書類を提出すること。
2. 指定工事業者は、設計内容に変更が生じた場合は、速やかに再審査を受けること。

<解 説>

1. 竣工図面の作成にあたっては、「11. 図面の作成」によること。
2. 提出資料には、給水装置工事使用材料・検査確認報告書・記録写真及び給・配水管理設状況調書等がある。
 - (1) 給水装置工事使用材料・検査確認報告書とは、給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項と給水装置の構造及び材質が基準に適合しているかの確認方法及びその結果を記入したものであり、次表は参考例である。
 - (2) 記録写真は、管理者が確認のため必要とするもの及び管理者以外の関係機関から求められるものがある。
 - ア 管理者が確認のため必要とするもの（現地検査の際、検査員に提示）とは、以下を記録した写真である。
 - (ア) 分岐部又は予定栓接続部
 - (イ) 施工中の屋外配管の管種、管径、埋設深さ
 - (ウ) 施工中の屋内配管の管種、管径
 - (エ) 水圧試験
 - (オ) 隔測メーター、地下メーターの設置位置
 - (カ) その他、検査員が指示したもの
 - イ 管理者以外の関係機関から求められるもの（施工後速やかに提出）とは、以下を記録した写真である。
 - (ア) 道路掘削状況及び本復旧写真（国道・道道については、着工前・竣工・作業状況の写真を各2枚）
 - (イ) その他、関係機関から求められたもの

- (3) 図面（様式2）裏面の給・配水管理設状況調書は、設置場所、設置年月、道路名、工事状況、給水管口径管種、配水管理設深度、サドル分水栓口径、主任技術者、分水穿孔者を記入すること。
3. 竣工届、竣工図面及び資料は、設置した給水装置の使用時期等を考慮し、余裕をもって提出すること。

2. 9 管理者が行う検査

1. 指定工事業者は、指定工事業者が行う竣工検査完了後主任技術者立会いのうえ、管理者の検査を受けること。

<解説>

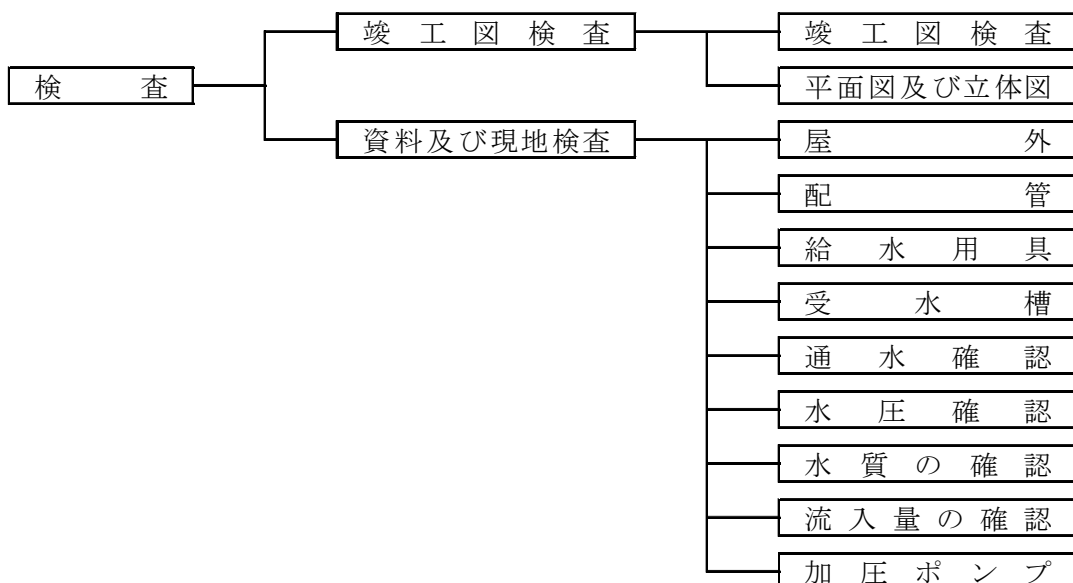
1. 管理者が行う検査の考え方

適正な給水を確保するため、給水装置の構造及び材質の基準が施行令第6条に定められており、この基準に適合していない場合には、給水の拒否又は停止をすることとなる。

このため、本市においては適正な給水装置工事の施行を図るため指定工事業者制度を設けている。すなわち、あらかじめ給水装置の工事に必要な知識、技術を有し、かつ、信頼し得る者を指定することにより、適正な給水装置工事の施行を確保しようとするものである。したがって、指定工事業者が施行する給水装置は、水道法に定める給水装置の構造及び材質の基準及び本市の基準に適合するものである。

このため、管理者の検査は、指定工事業者の技術力と信頼性のチェックを主な目的として、指定工事業者の施行した給水装置が、本市の基準等を遵守し施行されているかの確認を行うものである。

2. 管理者が行う検査の構成は、次のとおりである。



給水装置工事使用材料・検査確認報告書

(該当項目のみ□にレを記入)

あて先 北広島市上下水道事業

申請番号	給水装置 工事場所		北広島市指定給水装置工事事業者 住所 氏名 代表者氏名	印
-	氏 名			

下記の使用材料及び検査をしたので届けます。
給水装置工事主任技術者免状の交付番号
給水装置工事主任技術者名
印

使用材料

品 名 形 質	単 位	数 量	検 査 認 証 の 確 認	備 考	品 名 形 質	単 位	数 量	検 査 認 証 の 確 認	備 考
			<input type="checkbox"/> J I S マーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証					<input type="checkbox"/> J I S マーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証	
			<input type="checkbox"/> J I S マーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証					<input type="checkbox"/> J I S マーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証	
			<input type="checkbox"/> J I S マーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証					<input type="checkbox"/> J I S マーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証	
			<input type="checkbox"/> J I S マーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証					<input type="checkbox"/> J I S マーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証	
			<input type="checkbox"/> J I S マーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証					<input type="checkbox"/> J I S マーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証	
			<input type="checkbox"/> J I S マーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証					<input type="checkbox"/> J I S マーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証	
			<input type="checkbox"/> J I S マーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証					<input type="checkbox"/> J I S マーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証	
			<input type="checkbox"/> J I S マーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証					<input type="checkbox"/> J I S マーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証	
			<input type="checkbox"/> J I S マーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証					<input type="checkbox"/> J I S マーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証	
			<input type="checkbox"/> J I S マーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証					<input type="checkbox"/> J I S マーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証	

給水装置工事使用材料・検査確認報告書（参考例）

（該当項目のみ□にレを記入）

あて先 北広島市上下水道事業

申請番号	給水装置 工事場所	北広島市中央4丁目2-1	北広島市指定給水装置工事事業者 住 所 北広島市広島1丁目1番地1 氏 名 広島水道株式会社 代表者氏名 水道工事	水道	下記の使用材料及び検査をしたので届けます。 給水装置工事主任技術者免状の交付番号 001 給水装置工事主任技術者名 水道工事
-	氏 名	広島 一郎			水道 樋

使用材料

品 名	形 質	単 位	数 量	検査認証の確認	備 考	品 名	形 質	単 位	数 量	検査認証の確認	備 考
サドル付 分水栓	VP75×25	個	1	<input type="checkbox"/> J I Sマーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証	J W W A B 1 1 7	給湯器	(メーカー名) (形式)	台	1	<input type="checkbox"/> J I Sマーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証	J I A O W 0 0 0 0
P P 管	φ 2 0 φ 2 5	m	2 0 1 0	<input type="checkbox"/> J I Sマーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証	J I S K 6 7 6 2	混合水栓	台所 (メーカー名) (形式)	台	1	<input type="checkbox"/> J I Sマーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証	J I S B 2 0 6 1
冷間継手	φ 2 0 φ 2 5	式	1	<input type="checkbox"/> J I Sマーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証	J W W A B 1 1 6	混合水栓	洗濯 (メーカー名) (形式)	台	1	<input type="checkbox"/> J I Sマーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証	J I S B 2 0 6 1
水道用止水栓 (ボール式)	φ 2 5	個	1	<input type="checkbox"/> J I Sマーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証	J W W A B 1 0 8	混合水栓	シャワー (メーカー名) (形式)	台	1	<input type="checkbox"/> J I Sマーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証	J I S B 2 0 6 1
伸縮筐		個	1	<input type="checkbox"/> J I Sマーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証	北広島市指定	混合水栓	洗面 (メーカー名) (形式)	台	1	<input type="checkbox"/> J I Sマーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証	J I S B 2 0 6 1
水抜栓	φ 1 3 φ 2 0	個	1 1	<input type="checkbox"/> J I Sマーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証	J W W A C 0 1 J W W A C 〇 〇	単水栓	洗濯 (メーカー名) (形式)	台	1	<input type="checkbox"/> J I Sマーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証	J I S B 2 0 6 1
立上り管	φ 2 0	個	1	<input type="checkbox"/> J I Sマーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証	J W W A G 〇 〇	ロータンク	(メーカー名) (形式)	台	1	<input type="checkbox"/> J I Sマーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証	J I S B 2 0 6 1
C O P 管	φ 2 0	m	2 0	<input type="checkbox"/> J I Sマーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証	J W W A H 1 0 1 北広金属㈱					<input type="checkbox"/> J I Sマーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証	
減圧弁		個	1	<input type="checkbox"/> J I Sマーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証	J W W A B 〇 〇 〇	(給湯のみ) 食洗器	(メーカー名) (形式)	台	1	<input type="checkbox"/> J I Sマーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証	J E T W 0 0 0 - 0 0 0 0 - 0 0 0
逆止付 屋内止水栓		個	1	<input type="checkbox"/> J I Sマーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証	J W W A E 0 0					<input type="checkbox"/> J I Sマーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証	
屋内止水栓		個	1	<input type="checkbox"/> J I Sマーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証	J W W A E 0 1					<input type="checkbox"/> J I Sマーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証	

(該当項目のみ□にレを記入)

竣工検査項目

資 料 及 び 現 地 検 査								
検査種別及び検査項目	検 査 の 内 容	検査種別及び検査項目	検 査 の 内 容					
屋 外 の 検 査	1. 分岐部 (予定栓)	<input type="checkbox"/> 配水管への取付け口の位置は適正である。(写真) <input type="checkbox"/> 配水管への取付口径は著しく過大ではない。 <input type="checkbox"/> オフセットは正確に測定されている。	受水槽	1. 吐水口空間 <input type="checkbox"/> 吐水口と越流面との位置関係の確認。(写真 既製品は除く)				
			2. 流入量確認 <input type="checkbox"/> 受水槽の流入調整を水力計算に基づき行い、確認。					
	2. 水道メーター、メーター用止水栓等	<input type="checkbox"/> 水道メーターは、逆付け、片寄りがなく水平に取付けられている。 <input type="checkbox"/> 水道メーターは、検針、取替えに支障がない。(写真) <input type="checkbox"/> 止水栓の操作に支障がない。 <input type="checkbox"/> 止水栓は、逆付け及び傾きがない。	通水試験	<input type="checkbox"/> 通水後、各給水用具から放水し、水道メーター経由の確認、動作状態等の確認。				
			水圧試験	<input type="checkbox"/> 一定の水圧による、水圧試験で漏水及び抜けなどが無いことの確認。				
			水質の確認	<input type="checkbox"/> 臭気等により確認。				
			加圧装置圧力設定値確認	<input type="checkbox"/> 水力計算に基づき流入圧の低下によるポンプ停止・復帰の設定値を加圧制御盤で確認。				
	竣 工 図 面 検 査							
	3. 埋設管	<input type="checkbox"/> 家屋の主配管は、構造物の下の通過を避けている。 <input type="checkbox"/> 道路内及び宅地内の埋設深度は、所定の深さが確保されている。(写真)	位置図	<input type="checkbox"/> 工事箇所が確認できるよう、道路及び主要建物等が記入されている。 <input type="checkbox"/> 工事箇所が明記されている。				
			平面図及び立体図	<input type="checkbox"/> 方位が記入されている。 <input type="checkbox"/> 隣接地番及び境界が記入されている。 <input type="checkbox"/> 道路種別等付近の状況がわかりやすい。 <input type="checkbox"/> 建物の位置、構造がわかりやすく記入されている。 <input type="checkbox"/> 縮尺1/200の平面図が正確に記入されている。 <input type="checkbox"/> 立体図が記入されている。 <input type="checkbox"/> 平面図及び立体図が整合している。 <input type="checkbox"/> 分岐部のオフセットが記入されている。				
				給水装置工事竣工検査年月日	年 月 日	水道部受付印		
4. 管延長				<input type="checkbox"/> 竣工図面と整合する。	そ の 他 報 告 事 項			
							5. 筐類	<input type="checkbox"/> 傾きがなく、要綱16.6 筐類の設置に適合している。
							7. 道路復旧	<input type="checkbox"/> 道路許可条件のとおりである。(写真)
8. メータープレート				<input type="checkbox"/> メーターオフセット等が正確に刻印されていること。				
	1. 配管	<input type="checkbox"/> 給水用具等が竣工図面と整合する。 <input type="checkbox"/> 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていない。 <input type="checkbox"/> 配管の口径、管路、構造等が適切である。 <input type="checkbox"/> 水の汚染、破壊、浸食、電食、浸透、凍結等を防止するための適切な措置がなされている。 <input type="checkbox"/> 逆流防止のための給水用具の設置、吐水口空間の確保等がなされている。 <input type="checkbox"/> クロスコネクションがなされていない。						
2. 接合			<input type="checkbox"/> 適切な接合が行われている。					
3. 管種			<input type="checkbox"/> 性能基準適合品の使用確認。 <input type="checkbox"/> 配水管への取付け口からメーターまで、本市指定のものを使用している。					
給水用具	1. 給水用具	<input type="checkbox"/> 性能基準適合品の使用確認。						
	2. 接続	<input type="checkbox"/> 適切な接合が行われている。						

注 1. この参考例によりがたい場合は、この検査内容等を網羅していること。

2. 写真については、要綱2.8<解説>2.(2)を参照すること。